

手柄山スポーツ施設整備運営事業 入札説明書

令和3年4月30日
(令和3年6月18日修正)

兵庫県姫路市

い企業

オ 構成員は、2以上の入札参加者の構成員になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本関係又は人的関係等にある者についても、他の入札参加者の構成員となることはできない。ただし、姫路市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

カ 落札者は、仮契約締結までに会社法に定める株式会社としてSPCを設立し、代表企業と構成企業は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の50%を超えるものとし、かつ、代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。

なお、SPCは、姫路市内に設立するものとする。

(2) 共通の参加資格要件

入札参加者の構成員は、いずれも次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない者であること。

イ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者又は指名停止等措置要綱に定める指名停止の措置要件に該当しない者であること。

ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

エ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案資料提出日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者の**いずれにも該当しない者**であること。

カ 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条の規定による納税の猶予を受けている者にあつては当該猶予以外に国税の滞納がないもの。地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収猶予を受けている者にあつては当該猶予以外に市税の滞納がないもの）であること。

オ 運営企業は、次の要件を満たしていること。

なお、複数の企業で共同して運營業務を実施する場合、少なくとも1者が次の要件を満たしていること。

(ア) 平成13年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、a又はbについて、元請として有していること。

a 主たる体育室の競技床面積 1,000 m²以上の体育館において、利用受付業務を連続して2年以上実施した履行実績

b 25m以上の屋内プールを有する施設において、利用受付業務を連続して2年以上実施した履行実績

カ その他企業につき、特別の要件は、設けない。

(4) 地域貢献への配慮事項

構成企業及び協力企業には、可能な限り市内企業（法人にあっては本店等（法人にあっては主たる営業機能を有する本店、個人にあっては主たる事業所をいう。以下同じ。）が姫路市内にある者、個人にあっては住所及び本店等が姫路市内にある者本店等が姫路市内にある者をいう。以下同じ。）を加えるように努めるとともに、事業期間中に、必要な物資、飲食物、消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮すること。

4 入札手続等

(1) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期限

令和3年5月21日（金）午後4時00分まで

イ 提出資格

本事業の入札に参加しようとする事業者とする。

ウ 受付方法

入札説明書等に関する質問書（様式1）を作成した上で、E-mailに添付し、次の提出先に提出すること。

提出先：姫路市財政局財務部契約課（以下「契約課」という。）

E-mail：keiri_nyusatsu@city.himeji.lg.jp

(2) 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和3年6月18日（金）に、姫路市のホームページで公表する。